

石川町長職務代理者

石川町副町長 首藤剛太郎 様

要 望 書

当町議会の運営につきましては、日ごろ特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、塩田金次郎前町長が、去る4月30日に官製談合防止法違反などの容疑で逮捕されましたが、これは町政に対する信頼を著しく失墜させるものであり、町議会としては、極めて憂慮すべき事態であると受け止めています。

町長逮捕という異例の事態を受け、石川町議会では、この間、4月30日、5月13日及び5月17日に議員全員協議会を開催し、状況の把握に努めるとともに、議会として行うべき対応等について検討を重ねてきました。

その結果、町長が逮捕、勾留されている期間、さらには有罪判決が確定した場合などに、給料及び期末手当を現条例の規定どおり支給することは、町政に対する町民の不信感を一層募らせるものであると判断したところです。

つきましては、「石川町長等の給与に関する条例」に、給料及び期末手当の一時差し止めや不支給に係る規定を加えるよう強く要望するとともに、福島県市町村総合事務組合で支給する退職手当についても、給料及び期末手当と同様に、支給差し止め要請等の対応をされるよう、合わせて要望いたします。

なお、本要望に係る条例の改正を行うことは、今後、同様の事件発生の抑止にもつながると考えることから、できる限り迅速な対応を要望するものです。

令和6年5月20日

石川町議会議長 近内 雅 洋